

墨田区受動喫煙防止のための取組方針

2022（令和4）年12月

墨 田 区

目 次

第 1 章 取組方針策定の背景と目的.....	1
第 2 章 受動喫煙における現況と課題.....	2
1 国・都・区の主な動き	
(1) 区の規定等	
(2) 国及び東京都の規定等	
2 区のこれまでの取組と課題	
(1) 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）の策定	
(2) 喫煙マナーの啓発	
(3) 公衆喫煙所の整備及び改修	
(4) 飲食店等への受動喫煙対策の普及啓発	
(5) 公園等の対応	
(6) 課題	
第 3 章 今後の受動喫煙対策の考え方	8
1 受動喫煙をなくす取組の推進	
(1) 禁煙啓発事業	
(2) 禁煙医療費補助事業	
(3) 受動喫煙対策事業	
2 喫煙所の整備等	
(1) 喫煙所の設置場所等の検討	
(2) 情報発信等	
■ 用語の定義	1 0
■ 関係条例等	1 1

第 1 章 取組方針策定の背景と目的

区では、多数の人が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる努力義務を定めた健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨を踏まえ、平成15年9月に「受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）」（以下「基本指針」という。）を策定し、区施設での受動喫煙防止対策を統一的に進めてきました。

しかし、依然として多くの非喫煙者が受動喫煙を経験している状況にあり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を一つの契機として、国民の健康増進を一層図るため、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であるとされました。

こうした経緯を踏まえ、令和2年4月に改正健康増進法（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）をいう。以下同じ。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）が全面施行され、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、多くの方が利用する施設の屋内については、原則禁煙となりました。これに伴い、区でも令和2年4月1日に基本指針を改定し、区民及び区職員の健康の保持・増進を図るとともに、快適な公共施設及び職場環境の形成の促進を図ることとしました。

また、地域の環境美化促進と歩行時の安全性の確保を図るため、路上喫煙等禁止対策を目的とした「墨田区路上喫煙等禁止条例」（平成17年墨田区条例第53号）を制定（平成18年4月施行）するとともに、公園等においても「墨田区立公園条例」（昭和40年墨田区条例第18号）及び「区民広場の設置及び管理に関する要綱」（昭和57年1月6日付56墨建公発第415号）を改正し、令和2年4月から区立公園等について原則禁煙とする対応を行ってきました。

一方で、屋内が原則禁煙となったことにより、道路や公園などの屋外の公共の場所や、飲食店の店先や駐車場などの私有地での喫煙が見られる等屋外における喫煙環境を取り巻く状況が変化してきていることなどから、これらの状況を踏まえ、更なる受動喫煙対策を進めていく必要があります。

本取組方針において、こうした喫煙環境を取り巻く状況の変化による課題と対策を整理し、区の取組の方向性とその内容について明らかにしていくことで、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現していきます。

第2章 受動喫煙における現況と課題

1 国・都・区の主な動き

日本での受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5,000人と言われ、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等の様々な疾患と関連することが明らかになっています。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することで、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的に、国及び都では法律や条例で様々な対策を行ってきました。

また、区でも法律や条例に基づき、区施設等での受動喫煙防止対策における基本指針を定めているほか、路上や公園等における喫煙についても独自にルールを定め、対策を行っています。

(1) 区の規定等

時期	内容
平成12年7月	「すみだやさしいまち宣言」議決 区民と協働したキャンペーン活動や清掃活動を実施、地域環境美化を促進した。
平成15年9月	「受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）」策定 健康増進法に基づき、施設内での受動喫煙防止対策推進に当たっての基本的な考え方を示した。
平成18年4月	「墨田区路上喫煙等禁止条例」の施行 路上喫煙禁止推進地区を指定（錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、曳舟駅周辺地区、押上駅周辺地区及び吾妻橋地区）
令和2年4月	「受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）」改定 区の施設については、屋内及び屋外いずれも原則禁煙（敷地内禁煙）とした。 「墨田区立公園条例」及び「区民広場の設置及び管理に関する要綱」の改正 健康増進法の一部改正等を受け、区立公園等を原則禁煙とした。

(2) 国及び東京都の規定等

時期	内容
平成30年4月	「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の制定 都民は子どもと同室の空間等で喫煙しないように努力義務が課された。
令和2年4月	「改正健康増進法」の全面施行 国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発や必要な環境整備等の措置を総合的かつ効果的に推進するよう努力義務が課された。 「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行 特に健康の影響を受けやすい20歳未満の子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点で、都の独自ルールを定めた。

2 区のこれまでの取組と課題

(1) 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）の策定

国は、平成15年に健康増進法において多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務を定めました。これを受け、区でも区施設の管理者が健康増進法第25条により施設内での受動喫煙防止対策を進めるに当たっての基本的な考え方として基本指針を策定しました。

その後、平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」により、健康増進法第25条に規定する多数の者が利用する施設については「原則として全面禁煙すべきである」とされ、また少なくとも官公庁や医療施設においては、より厳しい表現で「全面禁煙とすることが望ましい」とされました。この通知を受けて、区でも基本指針の改正を行うこととし、区施設の屋内については原則禁煙とすることとしました。

しかし、依然として多くの方が施設において受動喫煙を経験している状況にあり、東京2020大会を一つの契機として、国民の健康増進を一層図るため、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であるとされました。

こうした経緯を踏まえ、令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、多くの方が利用する施設の屋内については、原則禁煙となりました。これに伴い、区でも令和2年4月1日に基本指針を改定し、区有施設についての受動喫煙対策を以下のとおり定めました。

【区の施設における受動喫煙防止対策】

区の施設については、屋内及び屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とする。

第二種施設及び複合施設（第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等）については、施設の対応や利用状況等により、禁煙とすることが極めて困難な場合は、当面の間、施設利用者を対象として、屋内は喫煙専用室、屋外は受動喫煙防止に十分な配慮をした喫煙場所を設置することができる。

施設の類型ごとの受動喫煙防止対策については、下表のとおりとする。

【特定施設における受動喫煙防止対策】

施設の類型		屋内	屋外（敷地内）
第一種施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校等	禁煙	禁煙
	病院・診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎等	禁煙	禁煙 （特定屋外喫煙場所の設置可）
第二種施設	第一種施設以外の施設	禁煙	禁煙 （屋外喫煙場所の設置可）
複合施設	第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等	禁煙	禁煙 （屋外喫煙場所の設置可）

特段の理由がある場合のみ、例外的に施設利用者を対象として、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所を設置可

(2) 喫煙マナーの啓発

【墨田区路上喫煙等禁止条例の制定】

路上喫煙の防止対策については、墨田区路上喫煙等禁止条例の制定以前より「すみだ やさしいまち宣言」において、たばこの吸い殻を捨てないことを「地域にやさしいまち」の具体的な区民行動指針の1つに掲げ、区民と協働してキャンペーン活動及び清掃活動を積極的に展開し、地球環境美化を促進してきました。

しかし、通勤者や来街者の多い主要駅周辺などでは、従来のマナーアップ運動だけでは限界があったため、規制手段、ルール化を設けた路上喫煙の規制禁止が必要な時期にあったこと、都市型観光施策を進める中、従来の区民との協働による取組だけではなく、来街者の協力を得ながら、快適な地域環境を維持することが必要であることの2点を踏まえ、地域の環境美化推進と歩行時の安全性の確保を図るため、路上喫煙防止対策を目的とした墨田区路上喫煙等禁止条例を制定しました。

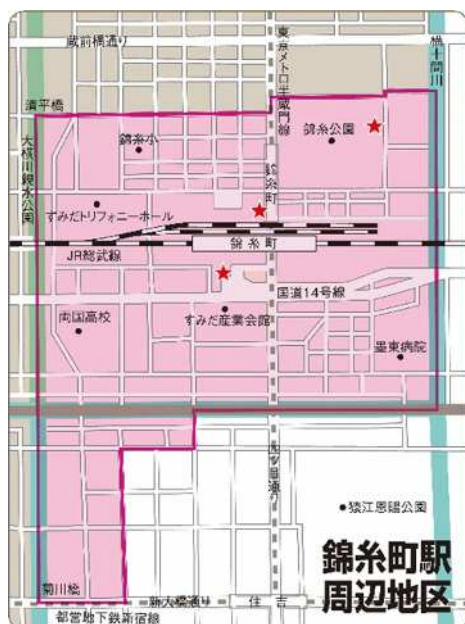
この条例は、路上喫煙によるやけど等の被害の発生防止、たばこの吸い殻の散乱防止に関して、区、区民、事業者等の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の防止及びたばこの吸い殻の散乱防止について必要な事項を定め、これらの者が協力して取り組むことにより、快適な地域環境に資することを目的としています。区は、広報、啓発、指導、助言等を行い、区民等には清潔保持、路上喫煙禁止等の協力とともに、歩行喫煙及び公共の場所における吸い殻のポイ捨て禁止を求めています。

【路上喫煙禁止推進地区の指定】

墨田区路上喫煙等禁止条例では、路上喫煙を禁止するための施策を積極的に進める必要があると認める区域を「路上喫煙禁止推進地区」として指定することができるとしており、本地区では指定の喫煙場所を除き、路上喫煙を禁じています。

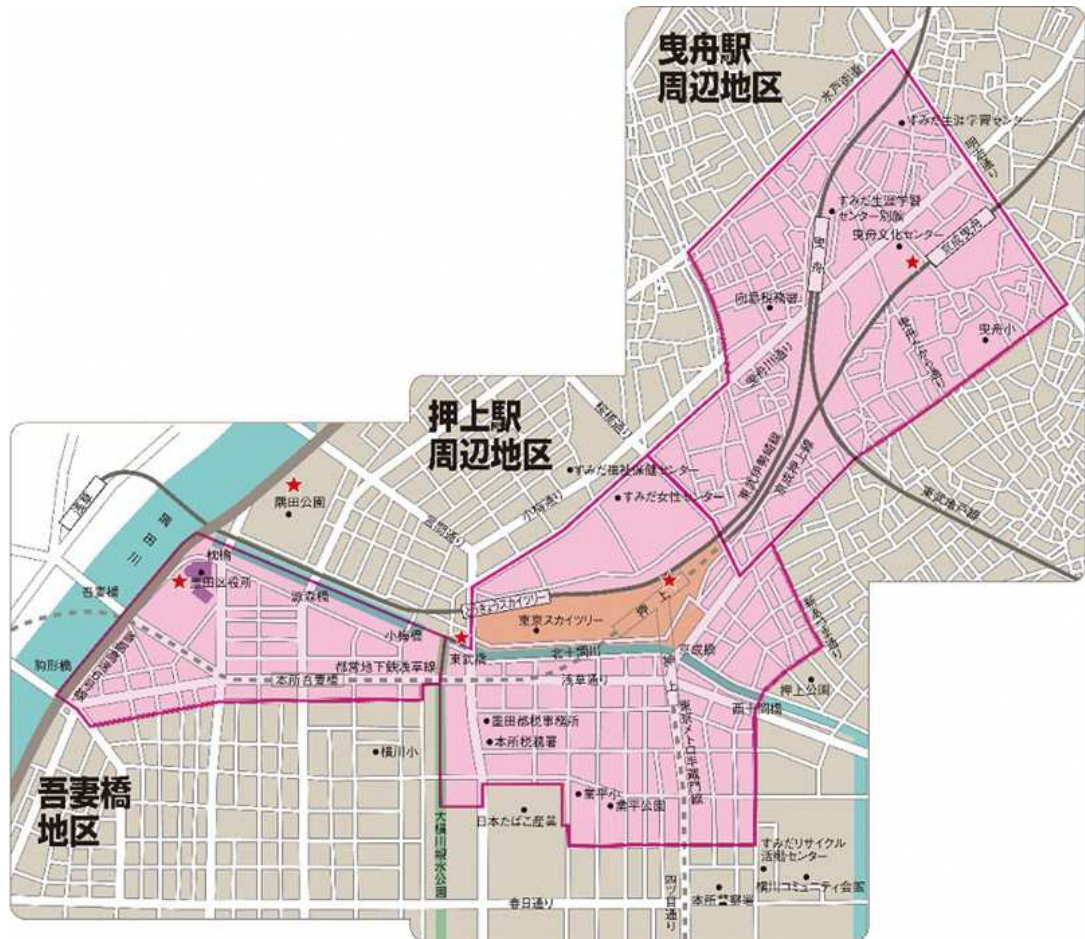
現在は、駅の乗降客数、たばこのポイ捨ての定点観測結果、大規模開発等による人通りの増加、観光客の周遊状況等を踏まえ、路上喫煙禁止推進地区として、錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、押上駅周辺地区、曳舟駅周辺地区及び吾妻橋地区を指定しています。

(路上喫煙禁止推進地区)



指定の喫煙場所





【路上喫煙禁止啓発活動の実施】

路上喫煙禁止推進地区内では、区が委託する啓発指導員により、錦糸町駅周辺を週6日、両国駅周辺を週2日、押上駅周辺を週1日、曳舟駅周辺を週4日及び吾妻橋地区周辺を週1日、通行者の多い時間帯に啓発及び指導パトロールを行い、その際に路上喫煙、歩きタバコ、ポイ捨てについて発見した場合には、喫煙者に対する指導や吸い殻等の収集・清掃を行っています。また、路上喫煙禁止推進地区等において、年間で複数回、吸い殻数の測定を実施しているほか、推進地区内に、路上喫煙禁止のブロック・ペイントや看板の設置等を実施しています。他にも、毎年春と冬の年2回、職員クリーンアップキャンペーンとして、錦糸町駅周辺エリア、東京スカイツリー周辺エリア、曳舟駅周辺エリア、両国駅周辺エリア等で、協力企業、団体等の方々と職員が吸い殻などのごみを回収しつつ、あわせて路上喫煙禁止の啓発を行っています。

路上ブロック・路面シート表示



(3) 公衆喫煙所の整備及び改修

吸い殻のポイ捨てや歩きタバコによる火傷被害等の防止を目的に、公衆喫煙所を9か所設置しています。このうち、令和2年3月には錦糸町駅南口喫煙所のパーティションをかさ上げし、令和3年11月に錦糸町駅北口喫煙所及び両国駅西口喫煙所の改修工事を行いました。

改修に当たっては、歩道と喫煙スペースを分けるパーティションの設置のほか、パーティションに「みんな北斎プロジェクト」の一環として、障害のある方々が描いた絵や墨田区にゆかりのある葛飾北斎の作品等を使用したデザインアートを施すなど、本区が葛飾北斎ゆかりの地であることをPRするとともに、障害のある方々と社会とを結び、様々な個性や多様性を理解するきっかけとなるアート作品ともなっており、喫煙所の周知にも寄与しています。

喫煙所名及び設置場所	設置時期
錦糸町駅南口喫煙所（江東橋 3-13）	平成 18 年 3 月
両国駅西口喫煙所（横網 1-3）	平成 18 年 3 月
京成曳舟駅前喫煙所（曳舟文化センター敷地内喫煙所）（京島 1-38）	平成 21 年 10 月
錦糸町駅北口喫煙所（錦糸 3-2）	平成 23 年 7 月
錦糸公園内喫煙所（錦糸 4-15）	平成 24 年 3 月
押上駅前喫煙所（押上 1-1）	平成 25 年 10 月
東武橋公衆トイレ横喫煙所（向島 1-32）	平成 26 年 10 月
墨田区役所屋外喫煙所（吾妻橋 1-23）	令和元年 7 月
隅田公園内喫煙所（向島 1-3）	令和 2 年 4 月

錦糸町駅北口喫煙所（錦糸3-2）



両国駅西口喫煙所（横網1-3）



(4) 飲食店等への受動喫煙対策の普及啓発

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、飲食店をはじめとした多数の人が利用する施設については、原則屋内禁煙となりました。しかし、条件を満たせば喫煙室を設けることが可能となっており、その場合は出入口等に該当する喫煙室の標識（ステッカー）等を掲示するよう義務付けられています。

特に飲食店については、営業形態により掲示する標識が多岐にわたり、複雑となっているため、区では、飲食店への受動喫煙対策の普及啓発として、喫煙状況についての店頭表示調査と啓発を実施しました。調査の際に標識を掲示していない店舗に対しては、掲示をするよう啓発を行うとともに、区が作成した標識を配布しました。

標識（ステッカー）の例



また、飲食店や事業所等の受動喫煙対策について通報があった場合は、該当の飲食店等を訪問し、状況の確認を行うとともに、法律や条例などに違反している場合は啓発等を行っています。

(5) 公園等の対応

公園等には様々な方が訪れますが、その中心は子ども達であり、行政には、子ども達の健康を守っていく責務があります。

健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止措置を求めており、東京都子どもを受動喫煙から守る条例では、「公園等で喫煙しようとする者は、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない」としています。

しかしながら、これらの法令には公園等での具体的な対策が示されていないことから、区では、公園等での受動喫煙対策に関する考え方を整理し、原則禁煙化等の対策を実施しています。

【区立公園等の原則禁煙化】

公園等では、子どもが遊ぶ範囲を限定することはできず、また、喫煙者から何m離れば、望まない受動喫煙を防止できると判断することも困難です。

そのため、区は、区立の公園、児童遊園及び区民広場を原則禁煙とすることとし、墨田区立公園条例及び区民広場の設置及び管理に関する要綱を改正し、令和2年4月1日から全園・全広場を原則禁煙にしました。

【一部の公園における喫煙所の設置】

イベント等で人が増えると、相対的に喫煙者も増えることから、望まない受動喫煙のリスクも高まります。

そこで、イベント等での利用者が多い公園においては、喫煙所を設置して喫煙者を積極的に誘導することで、望まない受動喫煙のリスクをコントロールするため、1万㎡以上の大規模公園かつイベント等での利用者が多い公園に喫煙所を設置しました。

現在、錦糸公園と隅田公園の2公園に1か所ずつ喫煙所を設置しています。

隅田公園喫煙所（向島1丁目）



(6) 課題

ア 健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き、受動喫煙をなくす取組を推進していく必要があります。

イ 墨田区立公園条例及び区民広場の設置及び管理に関する要綱を改正し、公園等を原則禁煙としたことにより、公園等における喫煙は減少していますが、未だ一部の公園等では喫煙が見受けられるため、更なる対策を行っていく必要があります。

ウ 屋内が禁煙となったことにより、敷地内屋外で喫煙をするケース（店先での喫煙等）があります。罰則等はありませんが、改正健康増進法により、以下の配慮義務が定められているため、更なる周知を図っていく必要があります。

- ・喫煙者が喫煙をする際には、周りの状況に配慮しなければならない。
- ・施設の管理権原者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

第3章 今後の受動喫煙対策の考え方

1 受動喫煙をなくす取組の推進

区では、飲食店等に対して受動喫煙対策に関する普及啓発を行うほか、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響や20歳未満及び妊産婦の喫煙防止等について普及啓発を図ったり、禁煙を希望する区民への支援に取り組んでいます。

屋外における喫煙環境を取り巻く状況が変化する中、健康への悪影響を未然に防止し、受動喫煙をなくすための取組を更に推進していきます。

(1) 禁煙啓発事業

喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響や20歳未満の喫煙防止等について、リーフレット等を作成し、区立小学校や区内歯科診療所、区施設等で配布し、普及啓発を行います。また、親子健康手帳（母子手帳）交付時等に喫煙や受動喫煙による妊婦や胎児へのリスクを伝えることで、妊娠中の喫煙防止等について啓発します。

(2) 禁煙医療費補助事業

禁煙を希望する区民を応援するため、令和元年6月1日から禁煙治療にかかる費用の一部を補助する「禁煙医療費補助事業」を実施しています（概要は以下のとおり）。引き続き、禁煙支援を行うことで、受動喫煙対策と両輪で取り組んでいきます。

【対象】

墨田区に住民登録をしている20歳以上の方で、本事業登録時に禁煙治療の開始前又は治療中の方

【助成内容】

禁煙にかかる医療費自己負担分の1/2（上限1万円）

【補助対象経費】

- ・医療機関や薬局で支払った禁煙外来の治療費や薬剤費の自己負担分
- ・禁煙補助薬の購入費

(3) 受動喫煙対策事業

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の概要や規制内容、必要とされる対策等について、ホームページや区報、リーフレット等を通して引き続き広く啓発を行っていきます。

また、飲食店については、屋内が原則禁煙となったことにより、敷地内屋外で喫煙をするケース（店先での喫煙等）があるため、喫煙場所を設置する際の配慮義務等について、ホームページや個別通知等により、更なる周知を図っていきます。

加えて、飲食店や事業所等の受動喫煙対策について通報があった場合は、該当の飲食店等を訪問し、状況の確認を行うとともに、法律や条例などに違反している場合は啓発等をより分かりやすく行っていきます。

2 喫煙所の整備等

(1) 喫煙所の設置場所等の検討

喫煙所の設置場所については、望まない受動喫煙を防止するため、人流、周囲の状況等を踏まえ、効果的な配置となるよう大規模公園等の公有地も含め、総合的に検討していくとともに、新たに喫煙所を設置する際は、空気清浄機等を備えた外部に煙が漏れない密閉型（コンテナ型）についても検討します。

また、健康増進法の改正や東京都の受動喫煙防止条例の施行に伴う意識の高まりを踏まえ、喫煙者及び非喫煙者の双方に配慮した環境を確保するため、将来のまちづくりや社会環境の整備に資する事業も視野に入れ、区が管理する喫煙所に加えて、民間による整備を活用していくための新たな区の助成制度の構築を検討します。

(2) 情報発信等

区内の公衆喫煙所等の情報をホームページに分かりやすく掲載する等、情報発信にも努めていきます。

また、区立公園等においては、喫煙禁止のサインがあるものの、維持管理や景観上の課題が生じています。

そこで、大学の知見を活用した調査・研究を行い、景観や維持管理に配慮しながら、区立公園等におけるサインの統一化を図るとともに、区民の行動変容を促すサインの設置を検討していきます。

■ 用語の定義

この方針に掲げる主な用語の定義は、以下に定めます。

(1) 受動喫煙

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること。

(2) たばこ

たばこ事業法に定める製造たばこ又はたばこ代用品（加熱式たばこ等）

(3) 多数の人が利用する施設

2人以上の人が利用する施設

(4) 施設の管理者

改正健康増進法及び都条例における「管理権原者」及び「管理者」のこと。「管理権原者」とは、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいう。

また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいう。

施設の管理権原者及び管理者には、受動喫煙を防止する責務があり、違反した場合は保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合がある。

(5) 公共の場所

区内にある区及び関係行政機関（国や都等）が管理する道路、公園、児童遊園及び広場であって、区が設置又は指定する喫煙場所（公衆喫煙所等）以外の場所をいう。

(6) 第一種施設

保育園、幼稚園、学校、児童館、病院、診療所、薬局、児童福祉施設、介護老人保健施設、行政機関の庁舎等。改正健康増進法により、原則「敷地内禁煙」となっており、屋外での喫煙は、法令で定める「特定屋外喫煙場所」を設置した場合に限られている。なお、東京都においては、条例により、保育園や幼稚園、学校等については、屋外に喫煙施設をつくらないよう努めなければならないこととされている。

墨田区の行政施設の区分及び必要とする受動喫煙対策については、「受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）」参照

(7) 第二種施設

第一種施設以外の施設。宿泊施設や飲食店、理美容所、公衆浴場、事務所、スポーツ施設、図書館、美術館、集会所、コミュニティセンター等。改正健康増進法により、原則「屋内禁煙」となっているが、条件を満たした場合は喫煙室を設けることは可能となっている。

墨田区の行政施設の区分及び必要とする受動喫煙対策については、「受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）」参照

(8) 複合施設

第二種施設の中に第一種施設が設置されている施設等。第一種施設部分については、第一種施設としての規制が適用される。

(9) 喫煙場所

ア 喫煙専用室

各種施設の屋内におけるたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省で定める技術的基準に適合した部屋

イ 特定屋外喫煙場所

第一種施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた喫煙場所

ウ 屋外喫煙場所

第一種施設を除く施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な配慮をした喫煙場所

■ 関係条例等

- 墨田区路上喫煙等禁止条例
- 墨田区立公園条例（一部抜粋）
- 区民広場の設置及び管理に関する要綱（一部抜粋）
- 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）

(目的)

第1条 この条例は、道路における喫煙による火傷等の被害の発生及びたばこの吸い殻の散乱の防止について区、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、道路における喫煙等の禁止について必要な事項を定め、もって公共の場所における安全の向上及び美化の促進を図ることにより、快適な地域環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区民等 区内に在住し、滞在し、及び区内を通過する個人をいう。

(2) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。

(4) 公共の場所 道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

(5) 歩行喫煙 道路（駅前広場を含む。以下同じ。）において、歩行中（自転車走行中を含む。）に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。

(6) ポイ捨て 公共の場所において、たばこの吸い殻を収納するために定められた場所以外の場所に捨てる行為又は置き去る行為をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、広報、啓発、指導、助言その他の必要な施策を実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係行政機関と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、周辺の清潔な環境保持に努めなければならない。

2 区民等は、前条の規定により区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業所又は事務所の周辺の清潔な環境保持に努めなければならない。

2 事業者は、第3条の規定により区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

3 たばこの販売を行う事業者は、消費者の意識の啓発を図るとともに、吸い殻の回収、清掃等地域の清潔な環境保持のための必要な措置を講じなければならない。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、第3条の規定により区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(努力義務等)

第7条 区民等は、歩行喫煙及びポイ捨てをしないよう努めなければならない。

2 区民等は、次条第1項の規定による推進地区の指定がされたときは、当該推進地区において、道路で喫煙し、及びポイ捨てをしてはならない。

(推進地区及び重点地区の指定等)

第8条 区長は、第3条の規定による施策を積極的に推進する必要があると認める区域を推進地区として指定することができる。この場合において、区長が必要と認めるときは、喫煙場所を指定することができる。

2 区長は、推進地区において、第3条の規定による施策を相当の期間実施してもその効果が認められない

場合は、当該地区の区域の全部又は一部を重点地区として指定することができる。

3 区長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により指定した区域を変更し、又は解除することができる。

4 区長は、第1項及び第2項の規定により区域を指定し、又は前項の規定によりその区域を変更し、若しくは指定を解除したときは、その旨を公告しなければならない。

(過料)

第9条 重点地区内において、道路で喫煙した者(区長が指定した喫煙場所で喫煙した者は除く。)及びポイ捨てをした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

墨田区立公園条例（一部抜粋）

昭和40年3月31日

条例第18号

（行為の制限）

第13条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- （1）公園の原状を変更し、又は用途外に使用すること。
- （2）広告、宣伝その他これに類似の行為をすること。
- （3）指定した場所以外の場所へ車馬等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- （4）立入禁止区域に立ち入ること。
- （5）物品販売その他営業行為をすること。
- （6）植物を採集し、又は損傷すること。
- （7）鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （8）公園内の土地又は物件を損傷すること。
- （9）ごみその他の汚物を捨てること。
- （10）喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること（区長が別に定める場所を除く。）。
- （11）前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

区民広場の設置及び管理に関する要綱（一部抜粋）

昭和57年1月6日

56墨建公発第415号

（行為の制限）

第6条 区民広場では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第6号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- （1）原状を変更し、又は用途外に使用すること。
- （2）広告、宣伝その他これに類似の行為をすること。
- （3）指定した場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又はとめておくこと。
- （4）立入禁止区域に立ち入ること。
- （5）物品販売その他営業行為をすること。
- （6）火気を使用すること。
- （7）植物を採取し、又は損傷すること。
- （8）鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （9）土地又は物件を損傷すること。
- （10）ごみその他の汚物を捨てること。
- （11）占用工作物を設置すること。
- （12）喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること（区長が別に定める指定喫煙場所を除く。）。
- （13）前各号に掲げるもののほか、区民広場の管理に支障がある行為をすること。

受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）

1 目的

本ガイドラインは、区施設の管理者が健康増進法第25条及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月東京都条例第75号。以下「都条例」という。）に基づき、施設内での受動喫煙防止対策を進めるにあたっての基本的な考え方を示すことにより、区民及び職員の健康の保持・増進を図るとともに快適な公共施設および職場環境の形成を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この方針に掲げる用語の定義は、以下に定めるもののほか、都条例の例による。

（1）受動喫煙

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることをいう

（2）たばこ

たばこ事業法に定める製造たばこ又はたばこ代用品（加熱式たばこ等）

（3）特定施設

多数の者が利用する以下の施設について、特定施設の類型に区分する。

ア 第一種施設

保育園、幼稚園、小・中学校等、児童館、行政機関（庁舎、出張所等）、保健センター等

イ 第二種施設

図書館、コミュニティセンター、イベントホール、博物館、スポーツ施設、老人福祉センター、集会所等

（4）喫煙場所

ア 喫煙専用室

各種施設の屋内におけるたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省で定める技術的基準に適合した部屋に適合した部屋

イ 特定屋外喫煙場所

第一種施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた喫煙場所

ウ 屋外喫煙場所

第一種施設を除く施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な配慮をした喫煙場所

（5）施設管理者

施設を管理する所管課等の長

3 対象施設

本ガイドラインで対象とする施設は、都条例第2条に定める第一種施設及び第二種施設に該当する全ての区の施設とする。

4 受動喫煙防止対策の基本的考え方

（1）区の施設については、屋内及び屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とする。

（2）第二種施設及び複合施設（第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等）については、施設の対応や利用状況等により、禁煙とすることが極めて困難な場合は、当面の間、施設利用者を対象として、屋内は喫煙専用室、屋外は受動喫煙防止に十分な配慮をした喫煙場所を設置することができる。

（3）施設の類型ごとの受動喫煙防止対策の一覧については下表のとおりとする。

【表 特定施設における受動喫煙防止対策】

施設の類型		屋内	屋外（敷地内）
第一種施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校等	禁煙	禁煙
	病院・診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎等	禁煙	禁煙 （特定屋外喫煙場所の設置可）
第二種施設	第一種施設以外の施設	禁煙	禁煙 （屋外喫煙場所の設置可）
複合施設	第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等	禁煙	禁煙 （屋外喫煙場所の設置可）

特段の理由がある場合のみ、例外的に施設利用者を対象として、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所を設置可

5 受動喫煙防止対策推進のための注意事項

- （１）屋内に喫煙場所を設置する場合、独立した喫煙専用室を設定し、屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置する等、たばこの煙やにおいが喫煙禁止場所へ流れないように講じなければならない。この場合、別記の厚生労働省の「喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出に係る技術的基準」を踏まえたものとする。
- （２）屋外に喫煙場所を設置する場合、室内に煙が入らないように入出口から一定の距離を確保するなど、通路・通行人に受動喫煙が生じないように配慮しなければならない（配慮義務）。
- （３）施設等において、喫煙場所等を定めようとするときは、当該場所に標識を掲示しなければならない。また、喫煙場所に２０歳未満の者の立入が禁止されている旨の掲示を行う等の措置を講じなければならない。

6 受動喫煙防止対策の推進

- （１）各施設管理者は、受動喫煙を防止するための必要な措置を取るよう努めなければならない。また、このガイドラインを周知徹底するとともに、職員の自主的・積極的な協力を得るよう努めなければならない。
- （２）職員は、この指針を遵守し受動喫煙防止対策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- （３）施設利用者等には、受動喫煙の防止について周知し、理解と協力を求めるよう努めなければならない。
- （４）本ガイドラインに基づき、区における受動喫煙防止対策を円滑に推進していくため、各主管課の役割を次のとおりとし、それぞれが連携して取り組みを進めていく。

7 本ガイドラインにおける各主管課の役割

- （１）区のたばこ対策（たばこが健康へ与える影響についての普及啓発、２０歳未満及び妊産婦の喫煙防止、禁煙支援等）・・・墨田区保健所
- （２）施設の受動喫煙防止対策
 - ア 区施設全体の総合調整・・・・・・・・総務部総務課
 - イ 本庁舎の受動喫煙防止対策・・・・・・・・総務部総務課
 - ウ 本庁舎以外の受動喫煙防止対策・・・各施設を管理する所管課

エ 区議会棟・・・・・・・・・・区議会事務局
オ 学校・・・・・・・・・・教育委員会事務局
カ 施設内空気環境測定・・・・・・・・各施設を管理する所管課
キ 民間施設への普及・啓発・・・・・・・・保健衛生担当保健計画課
ク 職場における喫煙対策・・・・・・・・総務部職員課

8 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、国又は東京都の法令等の定めに従うこととする。

9 実施時期等

令和２年４月１日から実施する。

平成24年４月１日付で実施した指針及びその解説は、本ガイドラインの実施をもって廃止する。

10 参考

道路等の屋外の公共の場については、「墨田区路上喫煙等禁止条例」、公園及び児童遊園、区民広場は「墨田区立公園条例」及び「区民広場の設置及び管理に関する要綱」の定めに従う。

別記

厚生労働省「喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出にかかる技術的基準」喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。

1 出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること。

入り口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。

2 壁、天井等によって区画されていること。

3 たばこの煙が屋外に排気されていること。

施設が複数の階に分かれている場合は、フロア分煙を行うことが可能

法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする。